

玉野市部活動地域展開基本方針

令和8年2月

玉野市教育委員会

目次

<u>1 部活動地域展開の現状</u>	… P 2
(1) スポーツ庁・文化庁の方向性	
(2) 岡山県の方向性	
(3) 国・県の部活動地域展開の方向性	
<u>2 玉野市の現状</u>	… P 3
(1) 玉野市の現状	
(2) 部活動の現状（市立中学校 7 校）	
(3) 玉野市内教職員の勤務状況	
<u>3 玉野市部活動地域展開の基本方針</u>	… P 7
<u>4 『玉野地域クラブ活動』の方針</u>	… P 9
(1) 運営団体	
(2) 指導者	
(3) 活動内容	
(4) 管理責任	
(5) 保護者負担	
(6) 部会	
<u>5 スケジュール</u>	… P 1 6
<u>6 参考資料</u>	… P 1 7

1 部活動地域展開の現状

(1) スポーツ庁・文化庁の方向性

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁は『学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（以下「国のガイドライン」という。）を策定し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、「**各地域の実情に合わせて、まずは休日における部活動の地域移行を推進し、可能な限り早期に持続可能な活動環境の実現を目指す**」としていた。

令和7年12月、文部科学省は『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』を策定、**休日について、「改革実行期間（前期：令和8～10年度、後期：令和11～13年度）内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す**」としている。

(2) 岡山県の方向性

岡山県では、令和6年3月に『新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン』を策定。新たな地域クラブへの移行・地域連携推進の具体的方策を示した。

誰もが身近にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりを進める中で、学校部活動の地域移行の受皿となる地域クラブ活動の充実に取り組むとともに、市町村は、国・県のガイドラインを参考に地域の現状に応じて選択し、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくことが望ましい、としている。

(3) 国・県の部活動地域展開の方向性

部活動の意義

- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により、学習意欲の向上や責任感、連帯感の醸成等に資するものであり、**学校教育の一環**として、学習指導要領に位置付けられた活動である。
- 部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、文化芸術等の幅広い活動機会を得られるとともに、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。

課題

- 少子化の進展**により、生徒数と教員数が減少し、**各学校における部活動の継続が困難**になっていることで、部活動が廃止や縮小され、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむ機会が大きく減少する恐れがある。
- これまでの部活動は、教員による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、「学校の働き方改革」が進む中、休日を含め超過勤務の要因となっていること、指導経験のない教員にとって多大な負担となっていること等、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することが一層難しくなっている。

目指す姿

- 少子化の中でも、生涯にわたり子どもたちが**スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ**ことができる機会を確保する。
- 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」**という意識の下、地域の持続可能で多様な環境の一体的整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消する。

改革の方向性

- 休日の部活動から段階的に地域展開していく。平日の部活動はできるところから取り組む。
- 休日について、改革実行期間（前期：令和 8～10 年度、後期：令和 11～13 年度）内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む。

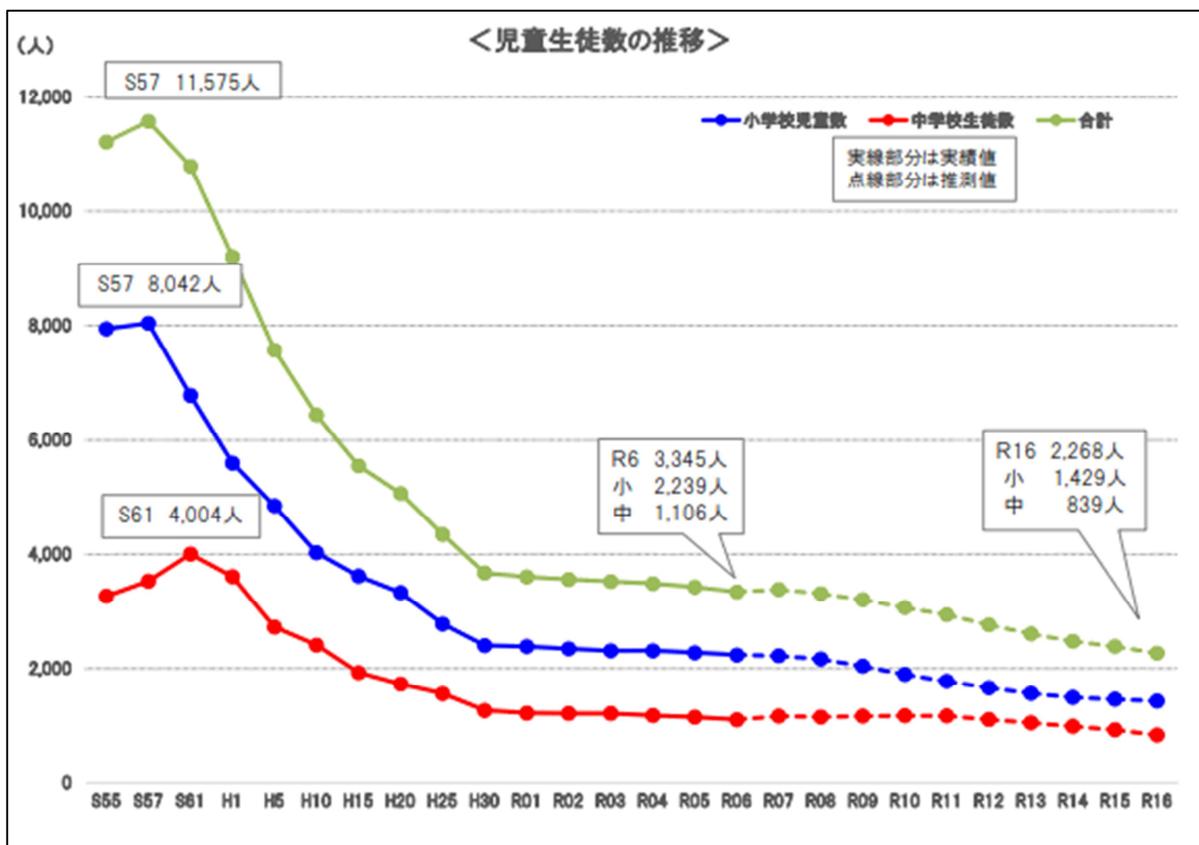
2 玉野市の現状

(1) 玉野市の現状

- 市内の中学校は公立中学校 7 校が設置されている。（令和 7 年 4 月 1 日現在）
- 少子化の進展により、令和 16 年度には、令和 6 年度からの 11 年間で、小学校児童数が 1,429 人で約 36% 減少、中学校生徒数が 839 人で約 24% の減少が見込まれており、さらに、その先についても、減少傾向は続く見込みとなっている。

【図 1】玉野市の生徒数・学級数の推移

平成 31 年及び令和 6 年の住民基本台帳（4 月 1 日現在）に記載されている人口を基に、コーホート変化率法※により、現在の小学校区ごとに将来の児童生徒数を推計した。



※ コーホート変化率法

2 時点の変化率を用いて推計する方法。本計画では各地区の平成 31 年人口と令和 6 年人口の変化率を用い、引越しなどの出生以外の人口の変化を推計に反映している。出生については各地区の出生率（令和 6 年度 15-49 歳女性人口と 0-4 歳人口の比率）を用い、推計している。

●玉野市立小・中学校 適正規模・適正配置計画について（令和 7 年 4 月現在）

中学校：7校 → 3校		
年度	再編内容	位置
令和9年度 (2027年度)	宇野中、玉中、日比中を統合する。	宇野中
	山田中、東児中を統合する。 ^{※1}	東児中
令和15年度 (2033年度)	荘内中、八浜中を統合する。 ^{※2}	荘内中

※1 2校統合後の生徒数を注視し、必要に応じて次の段階の再編を検討する。
※2 八浜中の生徒数を注視し、令和15年度より前に全学年単学級となる見込みが生じた場合は、再編時期を早める可能性がある。

※令和 15 年度に、市内に宇野中学校、東児中学校、荘内中学校の位置に 3 中学校が配置される予定である。そのため、上記計画の方向性に沿った、クラブ活動の配置、または指導者の派遣を考えていく必要がある。

(2) 部活動の現状 (市立中学校 7 校)

- **運動部活動**には、643 人、**文化部活動**には 211 人の生徒が所属している。
- 生徒数が少ない学校では、野球やサッカー、バレーボールなど多人数で行う種目の活動が難しくなっている。
- 指導者については顧問だけでなく、部活動指導員を活用している。

【図 2】令和 7 年度の市立中学校における部活動の所属状況

(単位：人)

運動部名		宇野中			玉中			日比中			山田中			荘内中			八浜中			東児中			合計
		1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
軟式野球	男	8	0	3										4	1	2	4	2	1	1	2	3	31
	女	0	0	2										0	0	0	0	1	0	0	0	1	4
卓球	男	6	10	8	0	0	2	1	5	0	0	1	0	2	8	6	4	9	4	0	1	3	70
	女	1	5	4				4	0	3	1	2	0	0	2	6	9	1	3	0	1	0	42
ソフトテニス	男	14	5	10	0	6	5				1	1	0	17	10	12	4	3	4	3	4	1	100
	女	9	11	8	0	3	3	4	5	3	0	1	4	14	7	4	9	2	4	3	3	4	101
バスケットボール	男	7	0	10	1	5	3	3	6	8				12	6	18							79
	女	4	7	5										3	6	7							32
バレーボール	男													1	0	2							3
	女	10	4	5	1	3	3				0	0	4	8	3	6				0	1	1	49
サッカー	男	8	8	5																			21
	女	2	0	1																			3
陸上競技	男	10	6	2	0	1	1							12	2	12	9	9	7				71
	女	6	4	3	0	0	1							1	8	2	6	5	1				37
運動部系部員数	男	53	29	38	1	12	11	4	11	8	1	2	0	48	27	52	21	23	16	4	7	7	375
	女	32	31	28	1	6	7	8	5	6	1	3	8	26	26	25	24	9	8	3	5	6	268
	計	85	60	66	2	18	18	12	16	14	2	5	8	74	53	77	45	32	24	7	12	13	643
全校生徒数	356			84			94			21			353			137			61			1106	
運動部活動加入割合	59.3%			45.2%			44.7%			71.4%			57.8%			73.7%			52.5%			58.1%	

(単位：人)

文化部名		宇野中			玉中			日比中			山田中			荘内中			八浜中			東児中			合計
		1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
吹奏楽	男	1	1	2	0	0	0	3	6	5				1	2	1							22
	女	11	8	7	0	0	2	2	3	0				6	5	6							50
美術	男	3	3	2	0	0	0							0	0	0							8
	女	8	9	3	0	0	2							6	16	8							52
茶道	男	0	0	1																			1
	女	9	1	2																			12
ボランティア	男				0	2	1																3
	女				5	0	2																7
総合文化	男										0	0	0				0	4	0				4
	女										0	3	0				4	7	6				20
DUC デジタル	男													3	9	1							13
	女													6	10	3							19
文化部系部員数	男	4	4	5	0	2	1	3	6	5	0	0	0	4	11	2	0	4	0	0	0	0	51
	女	28	18	12	5	0	6	2	3	0	0	3	0	18	31	17	4	7	6	0	0	0	160
	計	32	22	17	5	2	7	5	9	5	0	3	0	22	42	19	4	11	6	0	0	0	211
全校生徒数	356			84			94			21			353			137			61			1106	
文化部活動加入割合	19.9%			16.7%			20.2%			14.3%			23.5%			15.3%			0.0%			19.1%	

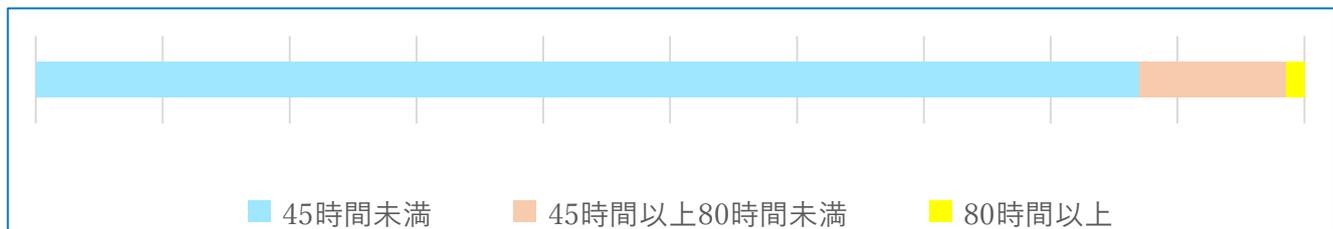
【図3】部活動指導員について

	部活動指導員
身分	会計年度任用職員（国県市 1/3 負担）
役割	顧問の教員に代わり指導可能、校外の引率可能
謝礼	有償（1,600 円/1 時間：R7 年度）
指導者研修	任用前に実施
令和7年度人数 （玉野市）	運動部 6人 文化部 2人

（3）玉野市内教職員の勤務状況

- 玉野市教育委員会の「令和6年度教職員の勤務時間調査」によると、市立中学校教職員の約15%が、1か月あたり45時間以上の超過勤務をしている。
- 教職員の働き方改革推進のため、超過勤務削減だけでなく、休日の指導や指導経験の無い競技等の指導に係る負担軽減などを含めた取組を進めていくことが課題となっている。

【図4】玉野市立中学校の教職員の超過勤務状況（令和6年度）



3 玉野市部活動地域展開の基本方針

玉野市教育大綱では「たまので育つ、TAMANOが育つ」の基本理念のもと、「希望を持って安心して子育てできるまち」「心豊かな人生がおくれる文化が薫るまち」を基本方針として様々な取組を推進している。

この取組の中で、「部活動の地域展開」は、玉野市立中学校の生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境の整備を推進する観点から、中学校における部活動の段階的な地域展開に向けた課題に総合的に取り組むこととしている。

中学校における部活動は、これまで生徒の自主的・主体的な参加による活動を通して、体力や技術の向上だけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、学校教育の一環として行われてきた。

一方で、少子化が進む中であっても、このような部活動の教育的意義や役割を継承しつつ、子どもたちが生涯にわたって様々なスポーツ・文化芸術に親しむ基礎となる機会を確保し、子どもの心身の健全育成等を図っていくことは本市としても重要であると考えます。

また、子どもたちが地域の中でスポーツや文化芸術活動に取り組むことで、地域との繋がりを深めるとともに、地域に新たな価値を生み出し、より良い地域づくりにつなげていくことをめざす。

そのためには、地域と学校、行政の連携・協働により、子どもや保護者の負担に十分配慮しながら、地域クラブ活動の環境整備に取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、本市では持続可能な地域クラブ活動を目指し、学校を含めた地域におけるスポーツ・文化芸術活動の環境を整えていくための「基本方針」およびそのスケジュール案を、次のとおり定める。

基本方針

1 活動機会の確保

今後少子化が進み、小・中学校の適正規模・適正配置計画による学校の統合や、生徒数減少が見込まれる中、将来にわたり本市の中学生が地域の中でスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会を確保する。

2 部活動の教育的意義や役割の継承・発展

これまで部活動が担ってきた教育的意義や役割を継承し、子どもの多様な学びの場としての活動となるよう、学校教育関係者と必要な連携を図っていく。また、地域との繋がりを深めるとともに、地域に新たな価値を生み出していけるよう、役割を発展させていく。

3 活動団体との連携及び指導者や施設の確保

活動を通して子どもの心身の健全育成等を図り、地域で持続可能かつ多様なスポーツ・文化芸術活動に取り組めるよう、地域における活動の受け皿となる団体・クラブについて認可要件を設定し、適正なガバナンスの確保及びコンプライアンスの遵守を徹底する。

また、指導を希望する教職員を含む指導者やふさわしい活動場所を確保し、適切な活動時間や環境の中で、複数の種目から選択した活動に参加するなど、多様な活動を提供する。

地域展開に向けたスケジュール案

- **休日部活動から地域展開**を目指していく。

(平日部活動については、休日部活動の状況を見ながら協議・検討)

- **競技・活動の特殊性や地域の実情に応じて、できるところから地域クラブ活動への展開**を実施する。

- **休日部活動は令和8年度以降の地域展開**を目指す。

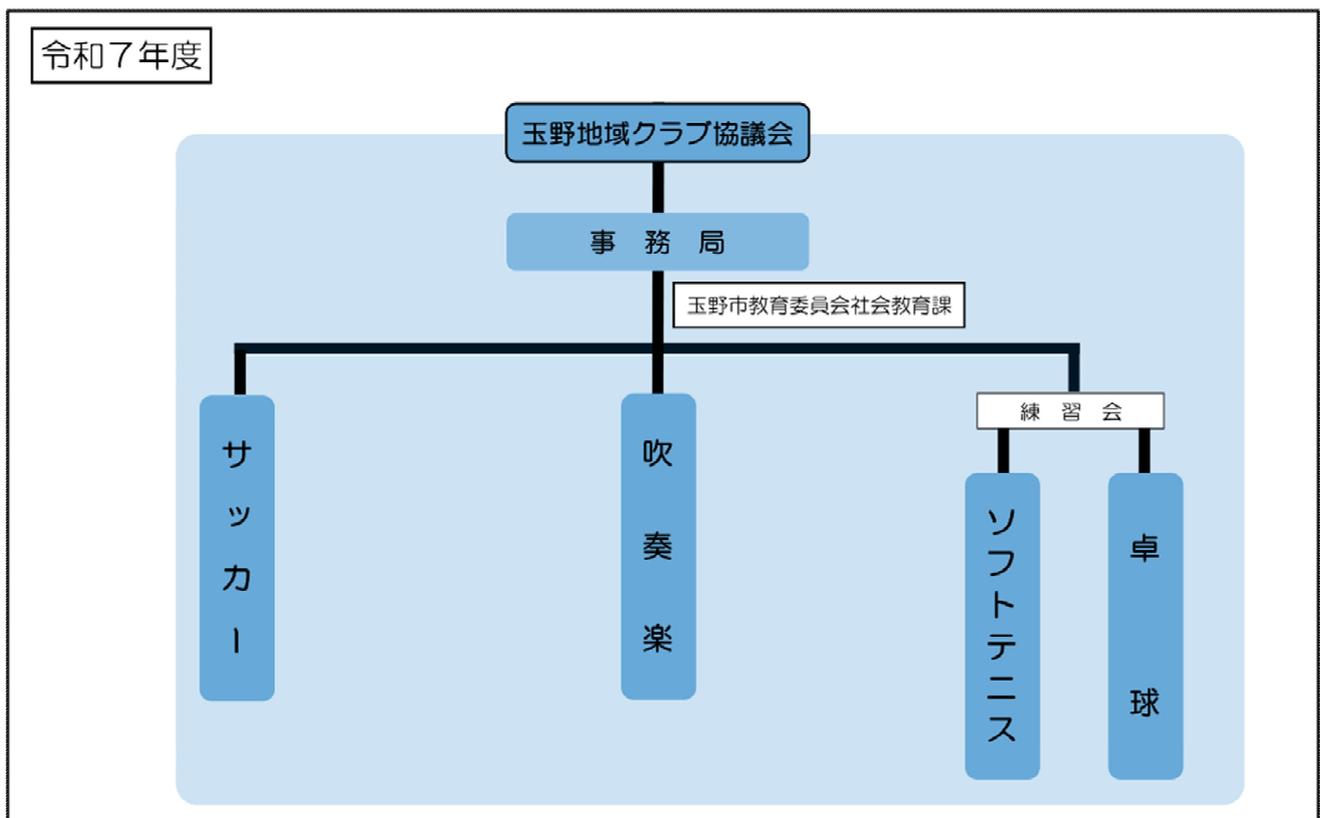


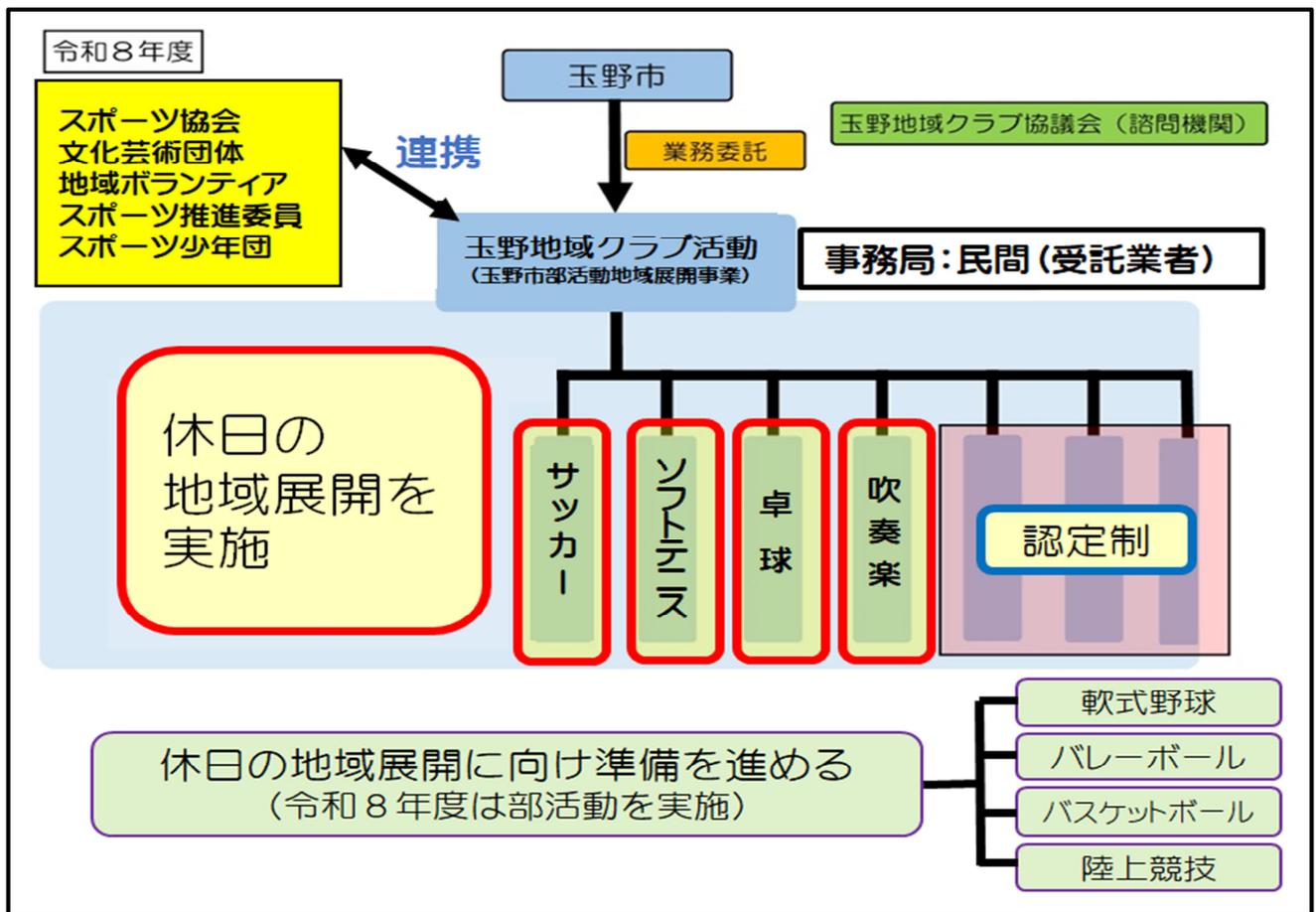
4 『玉野地域クラブ活動』の方針

(1) 運営団体

- 玉野市では、令和7年度は、『玉野地域クラブ協議会』を設置し、現在ある部活動について、競技、文化芸術活動を選択して、実証活動を行うようにする。そして、本協議会の運営を引き継ぐ形で、令和8年度には、玉野市が『玉野地域クラブ活動』事業を民間の受託業者に委託し、これまで実証活動を行った活動のうち、「サッカー」「吹奏楽」「ソフトテニス」「卓球」の4活動について、休日の地域展開を実施する。また、4活動以外については、R8年度も休日は学校部活動を行う。ただし、各活動において休日の地域展開を進めていくための準備を随時進めていく。
- 既存の団体・クラブについて、「玉野地域クラブ活動認定要件」に当てはまる場合は、玉野地域クラブ活動の実施主体として運営団体に登録してもらうようにする。

【図5】玉野市での実施体制イメージ





【図6】玉野地域クラブ活動認定要件

玉野市における地域クラブ活動認定要件については、次のとおりとする。

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

※詳細は「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月 文部科学省）を参照

以上の要件を満たしている場合、運営団体に登録する際には「規約」「団体名簿」等、玉野市が求める書類について提出すること。

(2) 指導者

- 玉野地域クラブ活動から指導者を派遣することを基本とし、現在部活動顧問をしている教員が望む場合は、継続しての指導も可とする。

ア 指導者の確保

- 玉野地域クラブ活動は、専門性や資質・能力を有する指導者を確保し、適切な活動を実施する。そのため、県や市、競技団体、文化芸術団体、民間事業者等と連携し、指導者の確保や養成等を進める。

(1) 企業・事業所等に勤務の方

- 玉野地域クラブ活動での指導を希望する方で、企業・事業所等に勤務する者は、勤務先の就業規則のほか、時間外労働時間の上限（労働基準法第36条）などの範囲内での活動に留意する必要がある。

(2) 教職員の兼職兼業

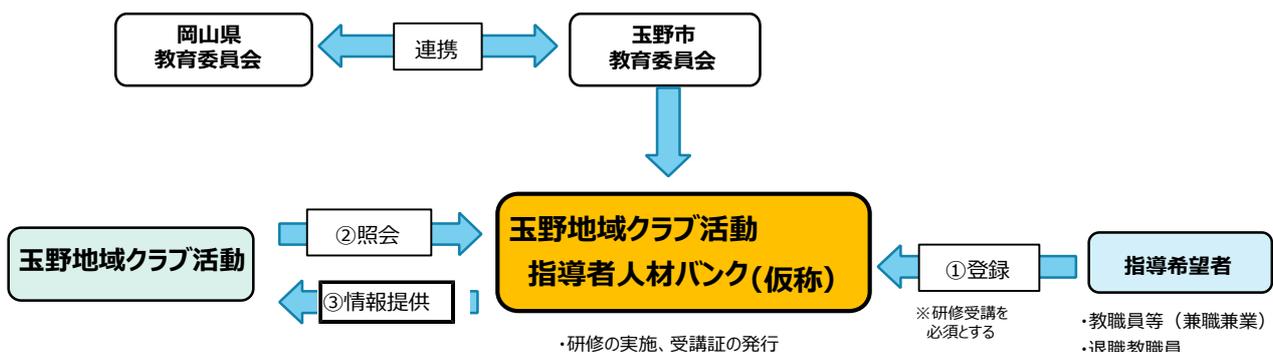
- 玉野地域クラブ活動での指導を希望する教職員（人材バンクへの登録含む）は、教育委員会へ兼職兼業の申請をし、認められた場合には、報酬を受け取って指導することが可能。この場合、『玉野地域クラブ活動』から委嘱又は委託を受けることになる。
- 玉野市教育委員会では、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（文部科学省：令和5年2月策定）等を参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教職員が、適正かつ円滑に兼職兼業の許可が得られるよう努めるとともに、人材バンク登録への周知を積極的に行うこととする。

(3) 人材バンク

- 玉野市では、指導者確保のため「玉野地域クラブ活動指導者人材バンク（仮称）」の運用を行う。

【図7】のように、部活動指導者の登録や中学校・地域クラブ等の運営団体とのマッチングを行い、指導者人材の確保に努める。

【図7】玉野地域クラブ活動指導者人材バンク（仮称）のイメージ



- 岡山県スポーツ協会の「おかやまスポーツナビ」や岡山県文化連盟の「マイニングおかやま」等も活用しながら、指導者確保に取り組む。

イ 研修

- 玉野地域クラブ活動は、所属する指導者に対し指導者資格の取得を促すとともに、クラブ内において、指導技術だけでなく、生徒の安全・健康面への配慮や暴言・暴力、勝利至上主義、行き過ぎた指導やハラスメント等の行為根絶に努める。
- 玉野地域クラブ活動指導者（人材バンク登録者含む）に対しては、国や県、市等が主催する指導者研修会の年1回以上の受講を義務づけるなど、指導者の資質向上に向けた体制を構築する。

（3）活動内容

- 玉野地域クラブ活動を通して、これまで部活動が担ってきた教育的意義や役割を継承し、子どもの多様な学びの場としての活動を目指す。
- 競技・大会志向で特定の競技や文化芸術活動に継続的に専念する活動だけでなく、将来にわたり地域の中でスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、生徒の自主的・自発的な活動を尊重していく。
- 地域との繋がりを深めるとともに、地域に新たな価値を生み出していけるよう、役割を発展させていく。

ア 活動場所

- 地域クラブ活動の促進と保護者負担の軽減のため、学校開放事業を活用して無償で学校施設を継続して使用する。
- スポーツ施設や社会教育施設については、中学生を対象とした団体の利用の場合は、利用料金を一定程度減額や免除することを検討する。

イ 活動時間

- 「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」（令和7年1月改訂）に準拠して、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。）
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ウ 大会・コンクール

- 休日の地域展開に移行した当初は学校単位での出場とし、地域クラブ活動での参加は今後の状況を踏まえながら進めていく。

エ 希望に応じて選択できる環境

- スポーツや文化芸術活動に触れるきっかけづくり、楽しむことを目的とした「体験型クラブ」や、様々な競技に共通する体作りを目的とした「体力向上クラブ」など、多様なニーズに応えられるよう随時検討を行う。

【図 8】令和 8 年度の活動のイメージ

サッカー	平日	部活動	地域クラブ活動
	休日	地域クラブ活動	
	大会参加	地域クラブ活動	

吹奏楽 ソフトテニス 卓球	平日	各校で部活動	
	休日	各校で部活動 (実施は各校の判断による)	地域クラブ活動 (月 1～2 回・合同練習会)
	大会参加	各校部活動 (吹奏楽は【玉野市中学校吹奏楽団】での参加も想定)	

上記以外	平日	各校で部活動	
	休日	各校で部活動	
	大会参加	各校で部活動	

※平日のみ活動を行っている各校の文化部活動は、令和 8 年度もこれまでどおり各校での部活動とする。

(4) 管理責任

- 玉野地域クラブ活動は、活動中の生徒同士のトラブルや事故等については、学校の管理運営下での活動ではなくなることから、本活動において管理し、対応する。

ア 保険加入

- 玉野地域クラブ活動は、指導者や参加者等に対してケガや事故等を補償する保険への加入を義務付けるなど、管理体制の整備を行う。
また、保険加入について、保険料は保護者負担を基本とする。

イ 相談窓口の設置

- 玉野市では、玉野地域クラブ活動における指導者の暴力や不適切な言動等に関して、公平・適正に対処するための相談窓口を設置する。

(5) 保護者負担

- 玉野地域クラブ活動は、将来にわたって持続可能な活動を実施するため、参加者による費用負担（受益者負担）を原則とした自立的な運営を目指す。

ア 会費

- 参加者による費用負担を原則とし、可能な限り参加しやすい金額設定に努める。
- 経済的に困窮する家庭の生徒が玉野地域クラブ活動へ参加する場合、会費等に関し、就学援助制度の活用など、支援スキームを検討する。

イ 送迎

- 玉野地域クラブ活動における生徒の移動に関しては、保護者の責任とする。
- 通学する学校以外が会場となる場合は、公共交通機関の利用及び保護者による送迎を基本とする。

(6) 部会

- 各スポーツ・文化芸術活動については、規模・使用施設・体制等の状況が異なり、一様に地域展開の検討や整備を進めることは難しい。そのため、**各部会を設けて**個別に部活動の地域展開について検討を行い、情報の共有を図る。

【部会の役割】

- ア 地域展開に必要な事項の情報共有等及び検討
- イ 地域クラブ活動の運営に向けた準備・検討
- ウ 指導者となり得る人材の確保



各競技等の部活動の地域展開の運営体制の整備を目的とする

<各部会構成メンバー（案）>

- ・市内中学校の部活動顧問
- ・スポーツ・文化芸術団体の指導者・関係者

5 スケジュール

- 令和7年度以降の玉野市におけるスケジュールについて、下記の通り示す。

各取組については実際の進捗状況に応じて、可能な限り早期の実現を図っていく。

令和7年度【改革推進期間】

- モデルケース（実証活動）の実施
- 基本方針策定
- 「玉野地域クラブ活動指導者人材バンク（仮称）」の創設、募集・運用
- 各部会の組織、検討および関係者との対話
- 各種支援策の検討
- 施設利用の使用料の検討
- モデルケースの検証・課題整理
- 各競技・文化芸術活動の実施形態の検討

令和8年度

- 「サッカー」「吹奏楽」「ソフトテニス」「卓球」の4活動について、休日の地域展開を実施
- 上記4活動以外における休日の地域展開を進めていくための準備
- 「玉野地域クラブ活動指導者人材バンク（仮称）」の拡充
- 各部会の組織、検討および関係者との対話
- 各種支援策の検討

令和8年度以降

- 平日の地域クラブ活動実施に向けた検討

令和9年度以降

- 休日の地域クラブ活動（R8年度未実施の活動含む）の実施
※地域展開可能な活動から段階的に実施
- 各種取組の検証・課題整理

【改革実行期間】

前期：令和8～10年度
後期：令和11～13年度

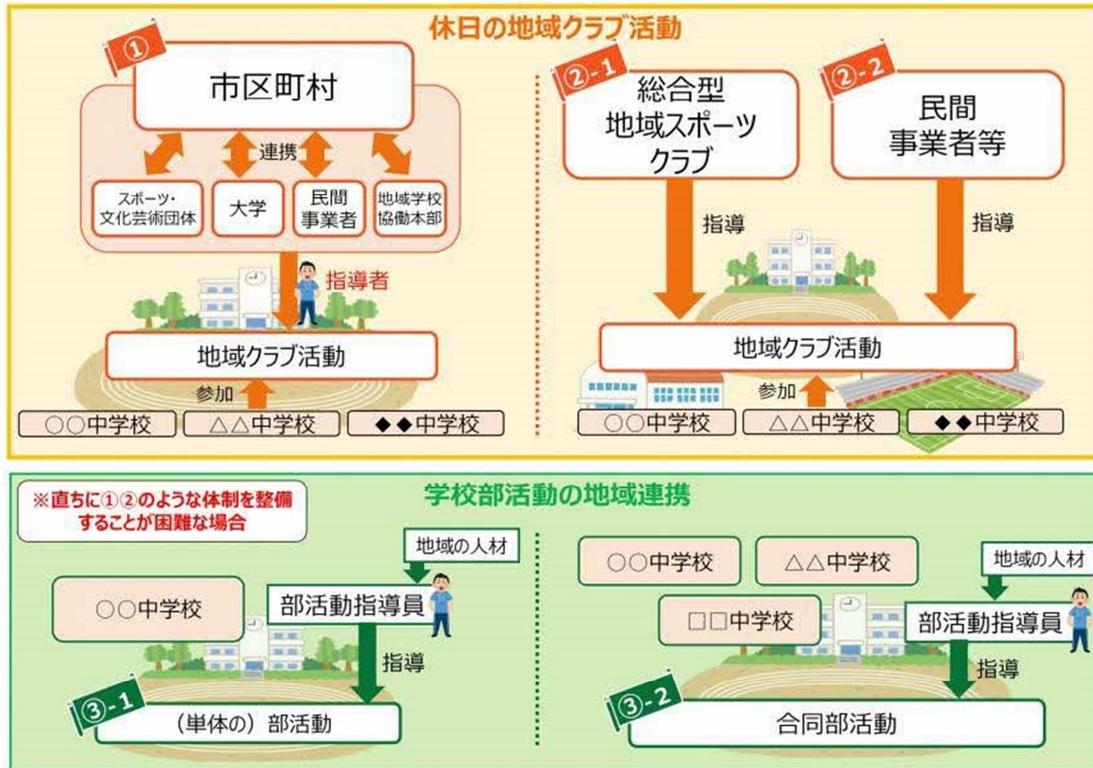
令和14年度までに

全ての学校部活動において、休日の地域展開（地域クラブ活動可）を実現

6 参考資料

【運営団体について】

国の示す運営団体のイメージ



学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）参考資料より抜粋

地域展開の受け皿となる地域クラブの運営団体・実施主体について、国のガイドラインでは、総合型地域スポーツクラブ、文化芸術団体、民間事業者や大学など、あらゆるケースを想定。

【教職員の兼職兼業について】

地方公務員である公立学校の教師等は、

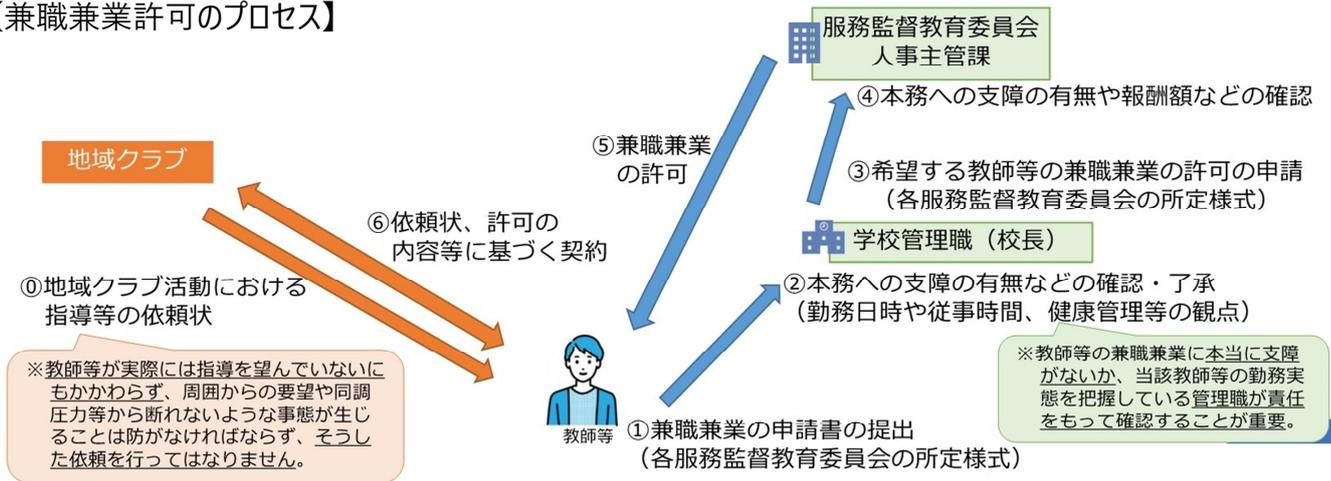
- ・当該教師等が希望する場合であって、
- ・地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、
- ・サービスを監督する教育委員会の許可を得た場合、

兼職兼業を行うことが可能
となる

※時間外労働と休日労働の合計時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には許可を出さないことが適当。

※教師が希望しないにもかかわらず、その業務に従事させることは決してあってはならない。

【兼職兼業許可のプロセス】



公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（文部科学省：令和5年2月）より抜粋

これまでの取組

	実証活動	検討会議等
令和5年度	<p>【スポーツ】全13回実施</p> <p>陸上競技：6回</p> <p>バスケットボール：5回</p> <p>軟式野球：1回</p> <p>サッカー：2回</p> <p>【文化】全3回実施</p> <p>書道：1回</p> <p>茶道：1回</p> <p>吹奏楽：1回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回部活動地域移行推進チーム員会議 (10/30 13:30～15:00 市役所第2委員会室) ・第1回部活動地域移行検討委員会 (11/21 10:00～11:30 市役所特別会議室) ・第3回部活動地域移行推進チーム員会議 (2/9 15:30～16:30 市役所第4委員会室) ・第2回部活動地域移行検討委員会 (2/16 13:30～15:00 市役所特別会議室)
令和6年度	<p>【スポーツ】全13回実施</p> <p>陸上競技：1回</p> <p>バスケットボール：1回</p> <p>軟式野球：4回</p> <p>サッカー：7回</p> <p>【文化】全3回実施</p> <p>吹奏楽：3回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回部活動地域移行推進チーム員会議 (2/4 10:00～12:00 市役所特別会議室) ・第1回部活動地域移行検討委員会 (2/10 10:00～12:00 市役所特別会議室) ・玉野地域クラブ協議会設立総会及び第1回総会 (3/31 資料持ち回り開催)
令和7年度 ※12/1現在	<p>【スポーツ】3種目で実施</p> <p>サッカー：毎週3日実施 (火・木・週末)</p> <p>ソフトテニス：7回実施</p> <p>卓球：7回実施</p> <p>【文化】1種目で実施</p> <p>吹奏楽：4回実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・玉野地域クラブ協議会第1回役員会 (7/23 10:00～12:00 水道庁舎大会議室)